

添付書類確認票

事業計画書（処分先一覧）

従業員名簿、役員及び発行済株式の5%以上を保有する株主の名簿

受入証明書（処分先証明書）

誓約書

一般廃棄物処理施設設置許可を受けている場合は、許可証の写し

産業廃棄物処分業の許可を受けている場合は、許可証の写し

定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人）、住民票の写し又は登録原
票記載事項証明書（個人）/ 前回申請と変わらなければ誓約書

納税証明書

事業所の所有を証明する書類（土地建物登記簿謄本又は土地建物賃貸借契
約書写し）/ 前回申請と変わらなければ誓約書

事業所案内図及び付近見取り図

事業所敷地内配置図

処理施設の概要

処理施設内図面（平面図、配置図、立面図、断面図、構造図等）

処理施設の処理工程表

処理施設の処理能力がわかるもの（パンフレット等）

保管を行う場合は、保管施設の概要

施設の設置に関する地元の住民等の同意書及びその経過を記載した書類
の写し

事業所及び施設の様子がわかる写真数枚

一般廃棄物処分事業計画書

申請者 _____

番号	廃棄物の種類	搬入者	受入予定量 (t/月)	処理方法	中間処理又は再生の搬入先	最終処分搬入先
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

(一般廃棄物処分業許可申請書添付)

受入証明書

(処分先証明書)

搬入者 住 所

事業所名

代表者氏名

印

電話番号

上記の者が搬入する下記の廃棄物又は資源物について、当社にて受け入れしております。

記

受け入れる一般廃棄物の種類

平成 年 月 日

受入者 住 所

事業所名

代表者氏名

印

電話番号

誓約書

平成 年 月 日

(提出先) 上田市長

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに施行規則等の規定に定められた事項を遵守し、誠実、公正はもとより、公共事業者として、市民に対して一切迷惑をかけることを固く誓います。

万一法令に違反する行為を行った場合、又は、市の指導に従わなかった場合は、許可の取り消し等の処分を受けても異議を申し立てません。

記

- 1 上田市一般廃棄物処理業業務にあたり、許可条件を遵守します。
- 2 一般廃棄物の処分業務にあつては、常に従業員に対し、市民の信頼に応えるよう責任を持って指導監督します。
- 3 この業務の実施にあつては、顧客である市民への親切丁寧な対応を旨とし、市民 に対して一切の迷惑をかけるよう注意いたします。
- 4 一般廃棄物処分手数料の取扱い業務上の経費等については、全責任を持ち、万一損害が生じた場合といえども、市長には一切迷惑をかけません。

誓約書

平成 年 月 日

(提出先) 上田市長

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

私(当社)は、上田市一般廃棄物処分業の許可申請にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に該当しないことを誓約します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第七条第五項

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)、第三十二条の二第七項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰二閣スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日以前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)(で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)(の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者
チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
又 個人で政令で定める使用人のうちイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

(一般廃棄物処分業許可申請書添付)

誓 約 書

(提出先) 上田市長

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

個人にあつては、住民票の写し又は登録原票記載事項証明書、法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書については、前回提出したものと変更がないことを誓約します。

(住民票の写し又は登録原票記載事項証明書(個人)、定款又は寄付行為及び登記事項証明書(法人)の添付が免除されるのは、許可更新の申請時に限ります。新規で申請する場合は、添付が必要です。)

(一般廃棄物処分業許可申請書添付)

誓 約 書

(提出先) 上田市長

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

事業所の所有を証明する書類(土地建物登記簿謄本又は土地建物賃貸借契約書写し)については、前回提出したものと変更がないことを誓約いたします。

(事業所の所有を証明する書類の添付が免除されるのは、許可更新の申請時に限ります。新規で申請する場合は、添付が必要です。)

(一般廃棄物処分業許可申請書添付)

事業所案内図及び付近見取り図

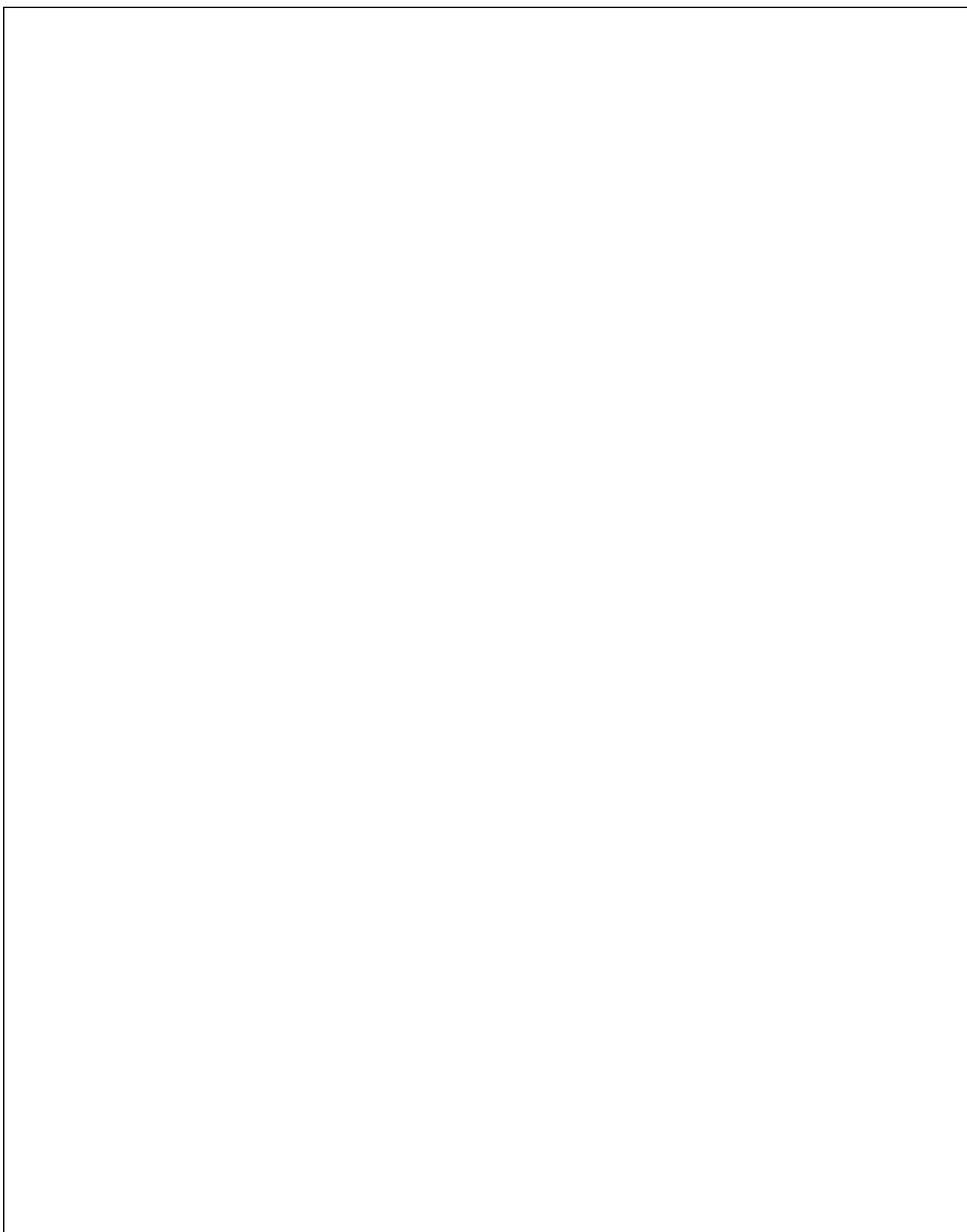
申請者 _____



(一般廃棄物処分業許可申請書添付)

処 理 施 設 内 図 面

事業所名 _____



処理施設の平面図、配置図、立面図、断面図、構造図等

(一般廃棄物処分業許可申請書添付)

事業所敷地内配置図

申請者 _____



敷地内平面図（建物・工作物配置図、駐車場位置等）

(一般廃棄物処分業許可申請書添付)

処理施設の写真

申請者

備考 写真はカラー、サービスサイズ(敷地内の様子がわかるもの)